

## 伊賀広域農産物ブランド「I G A G R E E N」登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、伊賀広域農産物ブランド「I G A G R E E N」登録制度の制定に関する協定に基づき、農業生産活動において環境負荷低減に取り組む農業者を伊賀広域農産物ブランド「I G A G R E E N」（以下「I G A G R E E N」という。）に登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象者及び登録基準)

第2条 登録対象者は、名張市又は伊賀市（以下「登録自治体」という。）に住所又は事業所を有し、次項に規定する農産物を生産する農業者とする。

2 登録自治体いづれかの圃場で、化学合成農薬及び化学肥料の使用を三重県の慣行栽培基準（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知）に基づき三重県が定めた慣行レベルをいう。以下同じ。）より原則30%以上節減し栽培された農産物のうち、次の各号のいづれかに該当するもの（以下「登録基準」という。）とする。ただし、三重県の慣行栽培基準が公表されていない農産物については、化学合成農薬及び化学肥料を使用せずに生産されたものに限る。

- (1) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき有機JAS規格に適合した生産が行われていることを、登録認証機関（農林水産省の認証を受けた第三者機関をいう。）が審査し、認証した農産物
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農産第3817号 農林水産事務次官依命通知）に規定する交付金の交付の対象となる圃場で生産された農産物
- (3) 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要綱（平成17年4月1日付農商第16-14号）に基づき認定された農産物
- (4) 伊賀ふるさと農業協同組合が定めた栽培基準を満たし、認定された農産物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき生産された特別栽培農産物

### (登録手続等)

第3条 登録対象者が「I G A G R E E N」に登録しようとするときは、「I G A G R E E N」登録申請書（様式第1号）及び「I G A G R E E N」登録宣誓書（様式第2号）に関係書類を添えて住所又は事業所が所在する登録自治体の市長（以下

- 「市長」という。)に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、申請内容について審査を行い、登録することが適當と認めるときは、当該登録に係る申請をした者に対し、登録証(様式第3号)を交付するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定による審査の結果、登録することが適當でないと認めるときは、当該登録に係る申請をした者に対し、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」の登録の可否について(様式第4号)により通知するものとする。
  - 4 第2項の規定により登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録に係る申請の内容に変更があったときは、変更した登録申請書(様式第1号)により速やかに市長に申請しなければならない。
  - 5 登録者は、登録基準の農産物の生産を中止するなど登録対象者に適合しなくなつたとき又は登録を取り下げようとするときは、速やかに取下書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
  - 6 第2項の規定により登録された内容は、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)の構成団体の各ホームページのほか、広報媒体において公表することができる。
  - 7 登録自治体は、登録者が「IGAGREEN」の趣旨に著しく反する行為があつたとき、その他特に必要と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(「IGAGREEN」サポーター)

- 第4条 登録自治体は、「IGAGREEN」の趣旨に賛同する協賛事業者を「IGAGREEN」サポーター(以下「サポーター」という。)として登録することができる。
- 2 サポーターの登録を希望する事業者は、「IGAGREEN」サポーター登録申込書(様式第6号)により市長に申し込むものとする。
  - 3 サポーターとして登録された内容は、登録自治体のホームページのほか、広報媒体において公表することができる。
  - 4 登録自治体は、サポーターが「IGAGREEN」の趣旨に著しく反する行為があつたとき、その他特に必要と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(ロゴマークの使用基準)

- 第5条 登録者は、農産物の出荷及び販売にあたり、「IGAGREEN」登録ロゴ(以下「ロゴマーク」という。)を使用することができる。また、運営委員会及びサポーター(以下「サポーター等」という。)は、農産物の普及を目的としてロゴ

マークを使用することができる。

- 2 ロゴマークを使用できる農産物は、登録者が生産した農産物のうち登録基準を満たすものに限る。
- 3 登録自治体は、ロゴマークを電子データで登録者及びサポーター等に提供するものとする。
- 4 登録者及びサポーター等は、ロゴマークを拡大又は縮小して使用するときは、縦横比を変更してはならない。
- 5 登録者及びサポーター等は、ロゴマークの配色を変更してはならない。
- 6 登録者及びサポーター等は、ロゴマークを他者へ譲渡してはならない。
- 7 登録自治体は、登録者及びサポーターのロゴマークの使用が不適切であると判断したときは、登録者又はサポーターの登録を取り消すことができる。
- 8 登録者及びサポーター等は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生したときは、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

(事務局)

第6条 登録及びロゴマークの使用に関する事務局は、名張市産業部農林資源室及び伊賀市産業農林部農林振興課に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、「IGAGREEN」の運用に関することは、別に定める運営委員会において協議するものとする。

## 附 則

この告示は、令和7年12月26日から施行する。